

とうべつ

# 議会だより

No 170

平成24年8月1日発行



電化開業に多くの町民がホームで祝福(石狩太美駅) 6月1日

## 第2回 定例会

平成24年6月

議案審議	2~3
当別町議会議員政治倫理条例の概要	4
議決結果 道内視察研修・議員研修・議員活動	5
一般質問	6~9
議会のうごき・編集後記	10

## 平成24年第2回当別町議会定例会

平成24年第2回当別町議会定例会は、6月6日から11日までの6日間の日程で開催し、補正予算、議員提案による条例の制定などを審議しました。

### 6月補正予算

#### 弁華別中体育館屋根復旧工事、当別中音楽室修繕工事、西当別中屋根改修工事などを追加補正

平成24年度当別町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万円を増額し、歳入歳出それぞれ76億3,578万円とする補正予算を可決。



4月4日、発達した低気圧による強風で屋根がはがれた弁華別中学校の体育館

### 議員提案

#### 議員提案 1号 当別町議会議員政治倫理条例の提出について

##### 賛成多数により可決

この条例は、議員が議員活動をする場合に遵守すべき行動の規準を定めるとともに、自らが説明責任を果たし、町民が議員に対し説明を求める機会を保証することで、議会と議員が町民から更なる信頼を得る基盤を作り、町政の発展に寄与することを目的としております。ここでは、賛成討論と反対討論を掲載します。

なお、条例の全文は当別町議会ホームページに掲載します。

##### 反対討論

###### 渋谷議員

- ・この条例は時代錯誤、時代に逆行するもの。
- ・議員の政治活動や表現の自由が束縛される可能性がある。
- ・町民が議会に求めているものは、議会報告会、夜間議会、休日議会など、町民が議会の情報に触れる機会を作ることだと思う。
- ・「事実と反する情報の提供等」(第3条第1号)とあるが、事実かどうかの判断は誰がするのか。

##### 賛成討論

###### 岡野議員

- ・清流と政友会の2会派が、先進地研修をして、1年間協議した上で原案を示し、大方の賛同を得て今回議員提案した。
- ・根拠のない推論で反対することなく、議員自ら作成、提案し、議員として自らの襟を正し、住民から付託された公職者としての責務を果たすという条例の趣旨を踏まえ賛同いただきたい。
- ・この条例は、住民との信頼関係のもとにまちづくりを進めるために、議員の行動基準を明確にし、自らの行動に責任をもち、説明責任を果たす具体的な実践方法を明記したもの。
- ・議員の表現の自由、議員活動の自由を制限するものではない。正しい情報、客観的なデータ、議会の議決に従って、住民に対し、議員の役割を果たすという議員自らの意思を示したものだ。
- ・誤ったデータや一部の主観的な考えによって住民を惑わすことがあれば、素直に説明責任を果たすことは、一般常識の範疇であり、当たり前のこと。
- ・渋谷議員自身の名前で出された「明るい会のニュース緊急号外」で、「憲法違反の項目全面削除、私たち当別の真の改革を願っている勢力の勝利の第一歩」とかかれていたが、誤解もはなはだしく即刻訂正すべき。渋谷議員の申し入れによって修正されたものではない。
- ・条例制定後は、条例に抵触するような議員の行為などは無く、町民全体の利益を優先する議会であってほしい。

###### 竹田議員

- ・長い議員生活の中で、今日まで政治倫理条例の必要性を感じたことはなかった。議員たるもの、社会通念上疑惑もたれる行為、個人に対する名誉毀損、誹謗中傷などの行為は、あってはならない。
- ・先の議会でも懲罰特別委員会を設置したことは、当別町議会にとって不名誉なこと。懲罰問題に関して議会広報が発行した号外に対し、議会が焦点をすり替えているなどというチラシを読んだが、町民を惑わす行為である。
- ・表現の自由、政治活動の自由を主張しているが、自由と権利を主張するなら義務を果たすことが大前提。議会の議決に基づいた情報を的確に伝える義務がある。情報の捏造や、局解される表現は、町民の信頼を失い、社会を惑わし、秩序を乱すもので、議員として慎まなければならない。
- ・憲法違反の恐れがある倫理条例は直ちに検討を打ち切り、中止せよと議長に申し入れた議員がいるが、削除した条文に憲法違反の恐れなど無く、その骨子はほかの条文に集約されている。
- ・議員への懲罰を二度と繰り返さないためにも倫理条例を制定し、議員自ら襟を正して活動することが今こそ求められている。

・17人の議員全員が、議員としての使命感のもと、倫理条例にのっとり議会の品位を重んじ、間違いの無い議員活動することを期待する。

**小早川議員**

・当別町議会では、現在まで、明文化した政治倫理条例は無く、議員個々の常識や自覚に基づいて議員活動をしてきた。  
 ・議会や議員が町民全体の利益を尊重し、町政の発展に寄与するために、明確な倫理基準の下に活動することが大事。  
 ・町民から信頼され、ともに歩める議員活動にするため政治倫理条例の制定に賛成する。

**議員提案 2 号**

**議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議**

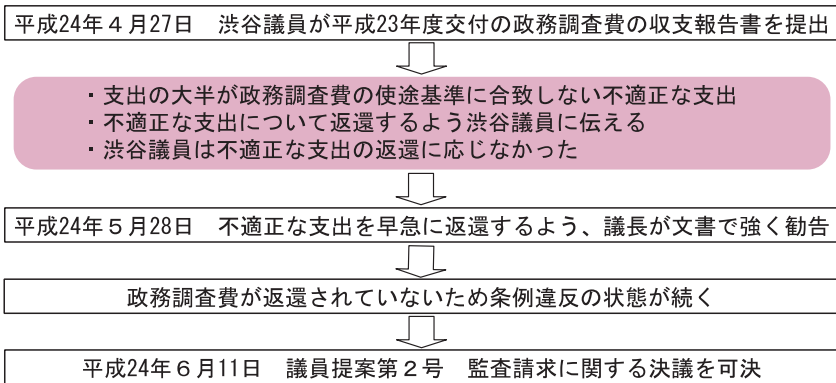
**除斥の渋谷議員を除く全議員の賛成で可決**

(この議案は、渋谷議員本人に直接利害関係があることから、除斥としました)

※除斥とは、議員は、自分や配偶者、血縁者の一身上に関する事件の審議には参与すること（関わること）ができません。その事件が議題になってから表決が終わるまでの間、議場から退場していなければならぬ一連の手続きを除斥といいます。

渋谷議員が政務調査費を当てた支出が政務調査費の使途基準に合致しない不適正な支出であることを明確にするため、地方自治法第98条第2項の規定により、議会として監査委員に対し監査請求をしました。

1 監査請求に関する決議に至った経緯



2 政務調査費とは

政務調査費とは、地方自治法第100条第14項、第15項の規定に基づき制定された、当別町政務調査費の交付に関する条例および当別町政務調査費の交付に関する条例施行規則に基づき当別町議会議員の調査研究に資するために必要な経費として会派及び議員に交付されるもので議員の政治活動や個人的な活動など調査研究活動以外の経費に充てることはできません。

3 政務調査費の手引き

議会は、平成24年2月に手引きを作成し、渋谷議員を含む全議員が、平成23年度の政務調査費から手引きの使途基準に従うことを確認しています。手引きでは、政務調査費の支出ができない6項目について、参考事例を列記しています。

政務調査費の支出ができない項目	
1 政党活動にかかる経費	4 私的活動にかかる経費
2 選挙活動にかかる経費	5 私的活動にかかる経費と区分が困難なもの
3 後援会活動にかかる経費	6 その他政務調査費の目的に合致しない経費

4 渋谷議員の平成23年度政務調査費収支報告書

収支報告書には、「明るい当別をつくる会」ニュースの印刷代、同会主催の議会報告会会場費、宣伝カーのガソリン代などの支出に政務調査費を充当しています。渋谷議員は、「政務調査費の手引き」において支出できないものとしている項目を収支報告書に掲載しており、政務調査費を支給する本来の目的から大きく逸脱し、制度そのものの真義を歪め、町民の議員に対する信頼を大きく損ねる行為と言わざるを得ません。なお、「政務調査費の手引き」は渋谷議員を含む全議員の同意のもとに作成しました。



**用語解説 「監査・監査請求」**

監査とは、AとBの間に生ずる問題について、第三者として介在して、その問題について利害の調整をするために調べ直すこと。組織の運営や活動が確立されているルールと合っているかを確かめるために、これらに関する証拠を客観的に集め、評価して、その結果を利害関係を持つ利用者に伝達することです。

監査請求にはおもに4種類あります。

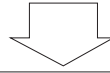
<p><b>住民の直接請求に基づく監査</b> 選挙権を有する者が総数の50分の1以上の連署をもって、町の事務の執行について、監査委員に監査を請求することができる。</p>	<p><b>住民監査請求に基づく監査</b> 住民が町長、またはその他職員について違法もしくは不当な公金の支出等があると認めるときは、監査委員に監査を求めることができる。</p>	<p><b>議会の請求に基づく監査</b> 議会は、町の事務の執行について、監査委員に監査を求めることができる。</p>	<p><b>町長の要求に基づく監査</b> 町長は、町の事務の執行について、監査委員に監査を求めることができる。</p>
--	---	--	--

# 当別町議会議員政治倫理条例の概要

## 目的

### 第1条

- ・議員活動を行う際に遵守すべき行動基準についてルールとマナーを定める
- ・議員自らが説明責任を果たす
- ・町民が議員に対し、説明を求める機会を保障する



これらを行うことにより、議会及び議員が町民から更なる信頼を得る基盤をつくり、結果、町政の発展につながることを目的としている

## 責務

### 第2条

#### 議員

- ・政治倫理基準を遵守し、町民の信頼に値する高い倫理義務に徹し、議員としての自覚を持ち、良心と責任をもって行動する
- ・議員は、自ら研鑽を積み、資質を高め、品位と名誉の保持に努める
- ・公正な職務執行を妨げる不当な要求に屈しない

#### 議会

- ・議会は、議員の責務を保障するため、必要かつ適切な措置を行う

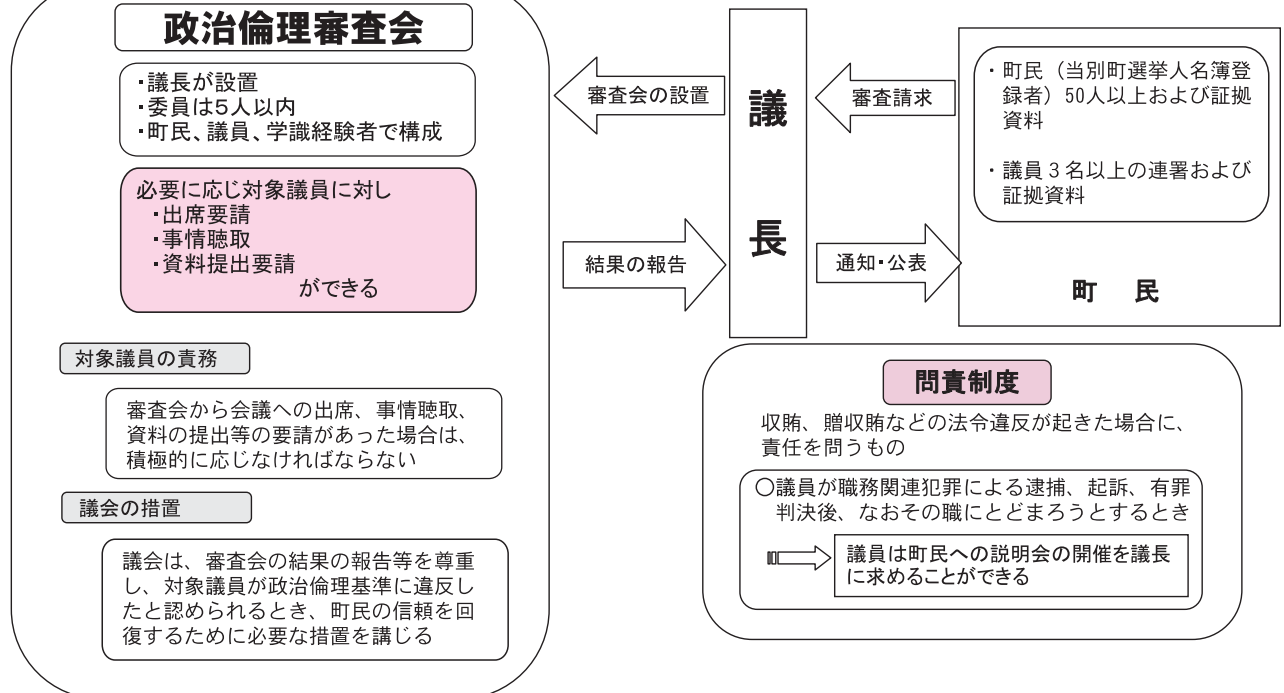
## 政治倫理基準

### 第3条

- ①議決された事項について説明責任を果たし、事実と反する情報の提供等、品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、社会通念上疑惑を持たれるおそれのある行為及び議員活動の禁止
- ②政治資金規正法の規定による寄付について、政治的または道義的な批判を受けるおそれのある寄附は受けない（後援団体も含む）
- ③権限または地位を利用して、次の行為について公正な職務の執行の妨げ、働きかけの禁止
  - ・公共工事の請負等の斡旋
  - ・公共施設の入居に関する推薦
  - ・職員等の採用、異動、昇任、その他人事への関与
  - ・許認可、補助金その他の給付の決定への関与
- ④地位による影響力を不当に行使させる町民その他からの働きかけに応じない
- ⑤地位を利用した金品の授受の禁止
- ⑥飲食物の供与等の禁止
- ⑦議員の地位を利用して圧力をかける行為の禁止

規定違反の疑惑を持たれた場合は、真摯な態度で疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない

## 政治倫理審査会



# 6月定例会 提出議案等議決結果

○：賛成 ×：反対  
 -：本人対象議案のため除斥（審議・採決には加わりません）

議案番号	議案名	議員名														審査結果	議決日		
		山田陽一	古谷正毅	宮司俊和	渋谷勝俊	稲村和栄	白石英男	小早川孝男	神林俊一	岡野喜代治	市川正征	桐井信司	島田裕司	竹田和雄	柏樹正洋			後藤正洋	高谷茂
報告1	平成23年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告2	専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償額の決定について）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告3	専決処分の承認を求めることについて（北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議について）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告4	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度当別町一般会計補正予算（第8号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告5	専決処分の承認を求めることについて（当別町税条例の一部を改正する条例制定について）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告6	専決処分の承認を求めることについて（当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告7	専決処分の承認を求めることについて（当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
報告8	専決処分の承認を求めることについて（平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	6月8日
議案1	固定資産評価員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	6月8日
議員提案1	当別町議会議員政治倫理条例の提出について	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	6月8日
議案2	平成24年度当別町一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	6月8日
議案3	当別町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	6月8日
議案4	平成24年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	6月8日
議案5	当別下水終末処理場電気設備更新工事請負契約について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	6月8日
議員提案2	議員渋谷俊和君の平成23年度政務調査費の監査請求に関する決議	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	6月11日

議長は採決には加わりません

## 道内視察研修・議員研修・議員活動

### 当別ダム視察 【4月20日】



道の当別ダム建設事務所職員から説明を受け、当別ダムの視察を行いました。当別ダムは本体が完成し、この時は、性能を確認するため、水を溜める湛水試験の実施中でした。

### J R電車試乗会 【5月15日】



6月1日のJ R学園都市線の一部電化開業を前に、試乗会が行われ、札幌駅から石狩当別駅までを試乗し、新型車両を体験しました。

### 議会運営委員会 道内視察研修 【5月16日～17日】 鹿追町・釧路町



鹿追町、釧路町を訪問し、議会活性化、議会基本条例などの取組みについて、活発な意見交換を行いました

### J R電化開業記念式典 【6月1日】 石狩当別駅前



6月1日、待望のJ R学園都市線の電化が実現し、開業に伴う記念式典が石狩当別駅前で行われ、多くの町民が参加しました。

### 石狩管内町村議会研修会 【6月19日】 新篠津村



北海道町村議会議長会事務局長勢旗了三氏を迎え、議会の諸相と議会改革について、研修を行いました

### 北海道町村議会研修会 【7月3日】 札幌市（札幌コンベンションセンター）



牛山久仁彦氏、手嶋龍一氏の講師による、議会改革の展望と課題、日本の外交戦略について研修を行いました。

### 当別浄水場視察 【7月9日】（青山地区）



現在、青山に建設中の浄水場の視察を行いました。企業団職員から説明を受け、その後場内の視察を行いました。

### 学園都市線電化促進特別委員会 要望書提出 【7月10日】 札幌市



完全電化開業させる札沼線の交通利便性を更に向上させさせるため、J R北海道へ要望書を提出しました。

## 一般質問



## 住宅リフォーム助成制度の導入について

山田 明 議員

町長

「当別町住宅マスタープラン」で策定された将来展望を見据え、助成制度の仕組みを総合的に検討していく。

問 長引く景気の低迷による雇用不安や社会負担の増大が予想される中、新築住宅に対する購買意欲が減退し、消費者の関心は、老朽化した住宅リフォームへと移り変わってきている。

近年、近隣の市町村において住宅リフォーム助成制度や住環境整備支援事業が実施されており、経済の活性化および景気浮揚の起爆剤として、また事業者の安定経営、雇用の創出等に有効な手段として期待されている。そのため当別町も、より特徴的で人口増や定住対策、少子化対策等に波及効果がある施策としてリフォーム助成制度を導入し、また助成金の還元については、町内の商店街で買い物に使える地域共通商品券とする仕組みにすれば、地元の中小建設業者にとっても、また地元の商店街にとっても二重の経済効果があり、地域経済の底上げにつながると考える。助成金を町内で再活用する施策と組合せるなど、ひと工夫した特色あるリフォーム助成制度の活用を図り、町民の消費活動を刺激することは、町内の中小事業者の振興や地域雇用の促進につながり、様々な経済効果が生まれると思われるが町長の考えを伺う。



経済効果が期待される住宅リフォーム

町長 住宅リフォーム助成制度の導入については、昨年、一昨年と2回質問に答えているが、持ち家と借家、さらには新築と増改築の場合については、それぞれに差が生じることになり、不公平感の残る制度となることから、基準を設けることも難しいものがあるが、地域経済を活性化する一策として、一定の経済波及効果は期待できるものと推測ができ、また、住宅リフォーム助成金の地域共通商品券の活用については、商店街の購買強化策として、一過性ではなく、継続可能な事業としての仕組みづくりなど、ひと工夫が必要と思われる、これらの課題の方向性を見出すために、商工会と共に協議をしていく考えである。

これまでの各自治体の制度導入に当たっての経過や、実施状況を検証し、町がこれから取りかかる「当別町住宅マスタープラン」で策定された将来展望を見据え、財政状況も踏まえながら、助成制度の仕組みを総合的に検討していく。

## 人口減少社会の到来を見据え、企業との連携による移住・交流モデルの創出を

問 当別町のように人口が減少している地域が直面する難題を解決し、再生する為に地方に残された有効策として期待されているのが、人材の誘致に重点を置き、企業と連携した移住交流事業ではないかと考える。

一方、企業にとっても人口減少

は、様々な影響を及ぼしている。それは現在、都市部の企業に求められている喫緊の課題として、65歳までの完全雇用の実現と急激な生産年齢人口の減少をカバーする為の65歳以上の雇用モデルの再構築であり、企業として中高年層社員の勤務体系を多様化させ、その生きがい対策やセカンドライフ等を支援していく動きである。このような企業意識の変化を踏まえ、当別町として都市部の企業と提携し、移住交流事業の新しいモデルを創出することが早急に必要と考える。当別町として移住体験事業に留まらず、企業との間で協定を結ぶなど企業との連携による人材の誘致に重点を置いた新たな移住交流モデルの創出を検討する時期と考えるが、町長の考えを伺う。

町長 これまで移住施策として、平成17年に設立された「当別移住促進協議会」を中心に進めているところであり、取り組みの主な事業が、「おためし暮らし」と呼んでいる「短期移住体験事業」で、平成18年度から平成23年度までの利用実績では、全道2番目となっており、利用人員が344人、滞在日数は、7,997日、町内で消費された金額が、約3,360万円と推定しているが、少子化の歯止めとしては、まだまだ不十分であり、今後に向けてさらに一歩進んだ新たな施策の展開が必要であり、企業との連携による人材誘致については、積極的に推し進めるべきと感じている。まちの未来推進室において、戦略プラン策定に向けて作業を進めているが、役場内部だけではなく、町内民間の方々の考え方も参酌しながら、これまで「移住」だけに特化した「当別移住促進協議会」を拡充・強化した民間レベルのシンクタンク組織とし、役場と連携して、企業の地方における中高年の社員の生きがい対策を兼ねた副業や起業を推奨するという視点に立って、今後の施策に組み入れることができるよう、企業との出会いの機会創出に努めていく。



## 町民の命と暮らしを守る町政は 一人の悩み苦しみを聞くことから

渋谷 俊和 議員

町長

地域がしっかりと見守り、お互いに支えあう、福祉ネットワークを強化していく。

### 生保受給者に寒さ凌げる灯油代を 国・道に働きかけを

問 孤独死、孤立死のニュースを見る、聞くにつけ、大変胸の痛む思いを強くしますが、幸い当別町では、今のところ発生していません。これには、関係者はもちろんのこと民生委員や福祉関係者、町内会などの住民との結びつきを日頃から強める努力があつてのことだと思っています。今、当別町で生活保護を受けている世帯は、245世帯、実人員398名と若干の増で推移していると聞いています。被保護世帯には冬場の燃料費として灯油代が支給されておりますが、4月中旬のかなり寒い日、ある方から電話が入り、日中でしたが、寒くて布団をかぶって凌いでいる。灯油代が4月以降出ていないとのこと。早速お宅を訪ね、よくお話を聞きすぐその足で役場および社協の担当を訪問し、事の経過を話したところすぐ手を打っていただき本人も一安心のようでした。そこで質問ですが灯油代は、3月いっぱい打ち切られて支給されていないのか、または冬期間中の灯油代が便宜上、何回かに分けて支給されているのか伺う。

町長 孤独死、孤立死を防ぐためについてだが、議員指摘の世帯については、関係職員などに確認したところ、日頃より、家族と連絡を取りながら、継続的に支援している世帯である。議員からの情報があつた2週間前に、本人から貸付支援の申し込みがあり、社会福祉協議会職員が、自宅に訪問し、

貸付を行っている。さらに、ケアマネジャーも安否と状況確認のため、自宅を訪問しており、家庭には色々な事情がありますので、今年の町政執行方針で述べたとおり、地域で見守り、お互いに支え合う、福祉のネットワークを強化することが望ましく、重要と考えている。被保護世帯への冬季加算は、4月で打ち切られるというのではなく、5回に分けて支給されるものである。

### 町内会とライフライン(ゴミ出し、水道) 停止は慎重に

問 東日本大震災以降、町内会の大事さ、隣近所含め日頃からのお付き合い、また絆というものの大切さが改めて見直されています。一方で好転しない社会経済情勢の中、町内会費自体を払うことが大変だという方も出てきています。ある町内の方が町内会費を払えないのでやめたいと申し出たところ、班長さんや区長さんが揃って来られ、「そうになったらゴミも出せないし、水道も止まってしまう」と言われ恐ろしくなって無理をして会費を払いました。と電話がありました。私は話を聞いた上で町内会の大切さをその方に話しましたが、生きていく上に欠かせないライフラインまで止めるという言い方は適切ではないと思いますが、町としても事実であれば誤解の受けられないような説明の仕方が必要と思うが町長の見解を伺う。

町長 議会での一般質問においては、町内会の住民同士の対話の内容を議員から聞いて町長が一方的

に反応を示すということは、馴染まないものとする。町内会の定義と組織の原則は、その地域的区画内に生じる様々な問題に対処することを通して地域を代表しつつ地域の管理に当たる住民自治組織であるので、会員になることは居住地域の課題に意見を述べる権利を持つことを意味しており、脱会の自由はもちろんあるが、町内会の管理能力を低下させるとともに、地域社会への関心と関与の機会を失うものであるため、相談された議員が自分で助言する事は難しい事とは考えられない。

### 水道料値上案確定前に、町民の声を聴く「対話集会」を

問 水道料金改定で住民の声を聞く「対話集会」の開催を開くべきだと思うが、町長の考えを伺う。

町長 水道事業については、水道料金の改定も重要だが、当別町の水道事業について、町民の生命にかかわる飲料水であるから、正しく認識する事が大切。

当別ダムについても多目的ダムであるから、町民には、絶対に正しい認識を持ってもらわなければならない。

水道料金の改定についても、練り尽くした案が固まったら、「上下水道事業運営委員会」など町民各層の方々から、色々な意見を伺いながら、最終案を議会で議決をいただく考えである。その後は、全町民に対し、周知することに努力していく。



平成25年から水を供給する当別浄水場



## 活力あるまちづくりを目指して

古谷 陽一 議員

町長

住民が誇りに思えるまちをつくることで、空き地の減少や新たなサービスの提供につながるよう戦略プランを作成する。

### J R 学園都市線の電化による活性化と移住促進対策について

問 当別町と北海道の政治、経済、文化の中心地である札幌市が電化により時間短縮され、本町の魅力は非常に高まっている。電化による地域経済の活性化として、札幌圏を含む人々を当別へ呼び込む施策や事業が考えられる。売買されていない未分譲宅地の販売PR活動を業者に積極的に促して、町への移住、定住に結びつけられないか。また、現時点で未分譲宅地は防犯や環境面、雑草繁茂など問題があり、一年でも早く売買して建物を建築し移住、定住してもらいたい。また定住促進にはその近隣において生鮮食品などの商業店舗も必要と考えられる。これらのPRや出店活動は、将来的に人口増にもつながり活性化につながると考えられるが見解を伺う。



大勢の町民が集まった電化開業記念式典

町長 JRの電化により、利便性や快適性、大きく見やすい車窓からの美しい農村景観など、当別町の大きなイメージアップにつながり、魅力あるリソースの一つとして町のPRに活用して参りたい。未分譲宅地については、現在においても多数の区画が残っている状況にあるため、防犯面や雑草の繁茂による環境への影響、美しい景観の阻害要件にもなっていると憂

慮している。企業も販売促進のため懸命に努力を続けているが、長引く景気の低迷などの影響から思うような販売実績につながっていないのが実態であると伺っている。今後商業店舗の設置や優遇税制を含め、町としては町内民間の方のご協力をいただき、住民が誇りに思えるまちをつくることで、空き地の減少や新たなサービスの提供につながるよう戦略プランを作成する。

### 医療大学との連携による町づくりについて

問 医療大学の人材や知識を生かした、まちづくりの実現に向け、地場の農産物を活用したスイーツの共同開発を盛り込んでいる。これは町内の製造事業者で手を上げる所はあるのか。また新産業の事業化による活性化センターのかかわりについては、商品化する為の方策についてはどうなのか。これはまちの活性化や雇用の創出にもつながり、町民にも大きな夢を与えるものだと思う。具体的にこの先の事業展開をどう考えているのか伺う。

町長 当別産の農産物である野菜のパウダーを使った「ラスク」、米粉を使った「焼きドーナツ」の2点が連携ブランドの候補として、商品化に向け検討している。今後は、町と活性化センターが連携し、製造関係については、「ラスク」、「焼きドーナツ」を手掛けていた「ゆうゆう」と協調、栄養評価などについては、大学の薬学部などから助言を受け、商品化に向け

動き始める。ヒット商品やブランド商品は、定着まで相当の時間とエネルギーを要するため、「ロードマップ」と呼ばれる商品化に向けた行程表を整理しながら、一つ一つステップを重ね、商品の誕生を目指す。

### 当別ダム湖周辺の不法投棄防止対策について

問 当別ダムが本年完成し、平成25年4月から供用開始の予定。交通量の多い国道275号、中小屋地域から青山、中山の沢に抜けるルートにおいて、中小屋地域の以北には、民家がない為、不法投棄が非常に多い所である。地域の共同活動により不法投棄の防止に努めているが、当別ダム、道民の森の入口通路であり、不法投棄は大変なイメージダウンとなる。町内会活動だけでは不十分と思われる。また、ダムサイトから道民の森に通じる道が絶景スポットとなり、大きな観光ルートとなる。しかし不法投棄により有害物質でも含まれていると飲料水の水がめとしても大変な事にもなりかねない。地元当別町として不法投棄の対策について町長の見解を伺う。



不法投棄が懸念される当別ダム周辺

町長 不法投棄の発生は中小屋地区に限らず、町内全域で起きており、町道、国道、道道などの管理者と連携し対応に努めている。また、不法投棄によって飲料水が汚されることはあってはならない重要な課題である。このため全町民に水がめとしての当別ダムの大切さを理解していただくとともに、警察、道路管理者、当別ダム管理者など関係機関と連携を密にし、パトロールなどの不法投棄防止対策を強化していきたい。策を強化していきたい。



## 当別町をエネルギー供給基地にする 政策立案の検討を

宮司 正毅 議員

町長

有望な資源とされている水力発電について関係  
機関と連携して有用な施策となるよう検討する

問 再生可能エネルギー資源を豊富に有するこの町を、エネルギー・電力の供給基地とし、町の経済活性化につなげるという提言に関し、町長の見解を問う。

エネルギーの源泉を原発に頼れなくなった今、地域が自分で自給自足する体制作りが急務となってきた。当別町は自給自足どころか、余剰エネルギーを売れる資源が備わっている。再生可能エネルギーで作った電気は電力会社が固定価格で全量買取る制度が今年の7月から始まるので、販路の心配はしなくてよい。

私が考える当別町の持つエネルギー資源は

**1 水力発電** 当別ダム完成により飲料水・農業用水の確保、並びに水災害への強みも確保できた。そのダムを利用した水力発電、特に蓄電池の機能を持つ揚水型水力発電の検討をしてはどうか。又、河川や農業用水を利用しての小水力発電の可能性もある。

**2 火力発電** 未利用間伐材（木質チップ・ペレットにして）を利用しての火力発電。林道整備・材料運搬・加工等により雇用創出の効果も期待できる。低品質炭を液化加工する技術が進んでおり、当別の泥炭利用も検討に値する。樺戸一東裏一蔵岱地域に有するガス開発の再検討も一案。

**3 地中熱** 太美駅周辺には高温地中熱が埋蔵されている。自然の熱源を、家の暖房・融雪、農業生産等に有効利用出来る筈。この熱源はこの町固有の宝で、他地域

との差別化も図れる。

**4 バイオエタノール** とうもろこし・甜菜等の農作物からバイオエタノールを生産し、ガソリンの代替燃料として利用。農産物をエネルギーに変えることが出来れば、この町の産業構造を大きく変える可能性をも含んでいる。

**5 太陽光発電** 一般家庭用とメガソーラー両面で可能性あり。

**6 風力発電** 天候に左右されやすく不安定。

政府の支援策を利用し、可能性の検証を行う一方、当別町を「エネルギーの供給基地にするのだ」という大方針を外に発信し、民間企業の目をこの町に向かせる工夫が肝要。

町長 本町にも多様なエネルギー源が存在しており、再生エネルギーの何が一番資源となるのか、状況を見極めて地域振興の施策につなげることが重要と考える。

水力発電については、経済産業省エネルギー庁の調査において当別川の水力は有望とされている。当別ダムの奥には青山ダムがあり、当別ダムとその下流を含めた小水力発電、当別ダムと青山ダムという一定規模以上のダムが連なっていることを活用し、水を循環させる揚水発電など資源として大きな可能性を秘めている。河川や農業用水などで、小規模な段差を活用して発電を行うカプラン水車方式などの小水力発電の導入の可能性もある。

火力発電については、木質チップを燃料として発電を行うには、

チップの安定確保が課題である。泥炭については、昭和40年代半ばまで採掘していたが、現在は宅地や農地になっているので、活用は困難である。ガスについては、平成5年から6年にかけて石油資源開発株式会社が埋蔵天然ガスの試掘を行ったが、埋蔵量が商業ベースに合わないとのことで事業化に至らなかった。

地中熱については、太美地域に地下水温度が25度以上と、周りよりかなり高い場所がある。地中熱は場所を選ばず、安定したエネルギーで有望な資源であるため、活用について、NEDO、大学、民間企業などに協力要請するなど、検討していきたい。

バイオエタノールについては、米などの生産経費が高い問題や米からエタノールを精製する際の効率の問題、また農産物を食糧以外に利活用することについて、農業者の理解を得にくいのではないかと考えられる。

太陽光発電については、メガソーラーの候補地とされる地域は、降水日数の少ない十勝、北見などの道東方面で、降雪、降水日数が多い当別町では、好条件とはいえない状況である。

風力発電については、平均風速6 m以上が望ましいが、本町は平均風速4 m未満の地域である。

再生可能エネルギーの利用は、企業・団体等と自治体との連携がより効果的である。有望な資源とされている水力発電については、北海道企業局、民間企業、研究機関など関係機関と連携して有用な施策となるよう検討する。



水力発電に有望な当別ダム

# 議会のうごき

(平成24年5月～平成24年7月)

## 5月

- H24. 5. 9 愛媛県宇和島市議会運営委員会表敬訪問
- H24. 5. 15 学園都市線電化開業記念電車（特別列車）試乗会
- H24. 5. 16～17 議会運営委員会道内所管事務調査（鹿追町、釧路町）
- H24. 5. 21 学園都市線電化促進特別委員会
- H24. 5. 28 議員協議会
- H24. 5. 29～30 第37回町村議会議長・副議長研修会（東京都）
- H24. 5. 31 議会運営委員会

## 6月

- H24. 6. 1 JR学園都市線電化開業記念イベント・出発式
- H24. 6. 5 第63回定期総会（北海道町村議会議長会）
- H24. 6. 6～11 平成24年第2回定例会（7日、9日～10日休会）
- H24. 6. 7 産業建設常任委員会
- 総務文教厚生常任委員会
- H24. 6. 11 議会広報特別委員会
- H24. 6. 12 議会運営委員会
- H24. 6. 19 平成24年度（第31回）石狩町村議会議員研修会
- H24. 6. 22 学園都市線電化促進特別委員会
- H24. 6. 28 産業建設常任委員会

## 7月

- H24. 7. 2 洞爺湖町議会行政視察来庁  
議会広報特別委員会
- H24. 7. 3 平成24年度北海道町村議会議員研修会
- H24. 7. 4 宮城県大崎市議会議長表敬訪問
- H24. 7. 9 青山浄水場視察
- H24. 7. 10 学園都市線電化促進特別委員会要望書提出
- H24. 7. 11 議会運営委員会
- H24. 7. 12～13 全国森林環境税創設促進議員連盟定期総会（美瑛町）
- H24. 7. 13 議会広報特別委員会
- H24. 7. 18 徳島県吉野川市議会行政視察来庁
- H24. 7. 20 議員協議会
- H24. 7. 23 議会広報特別委員会
- H24. 7. 23～25 愛媛県宇和島市表敬訪問
- H24. 7. 26 徳島県北島町議会行政視察来庁
- H24. 7. 27～28 平成24年度防衛省全国情報施設協議会総会（東京都）

定例会開催予定

次回の当別町議会定例会は9月下旬を予定しています。

## 編集後記

6月の定例議会で、政治倫理条例が議員提案され、賛成多数で可決しました。この条例の目的は、町民全体の代表者として議員活動を行う際に守るべき、行動基準についてのルールとマナーを定めたものであり、議員活動の制限を目指しているものではありません。地方自治の二元代表制のもと、当別町議会が目指している町民参加を進める新たな議会づくりは、議員に対する町民の揺るぎない信頼が

あって初めて実現できるものであります。議員と町民との信頼関係を築く基盤として、この条例が制定されたことにより、改めて町民の信頼に応える議員としての自覚を持ち、良心と責任をもって行動しなければならないことを痛感しております。

議会広報特別委員会  
(山田 明委員)